

託送供給等約款等の変更届出について

2026年2月13日
関西電力送配電株式会社

当社は、本日、電気事業法^{*1}および再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法^{*2}に基づき、託送供給等約款^{*3}ならびに再生可能エネルギー電気卸供給約款^{*4}の変更届出を経済産業大臣に行いました。

○主な変更届出内容

1. 需給調整市場^{*5}における低圧小規模リソースの活用および機器個別計測の導入
国の審議会^{*6}において、需給調整市場における調整力の確保に向けて、ご家庭に設置された蓄電池やEV充電器等の低圧小規模リソースを同市場へ参画可能とすること、また、蓄電池等の出力もしくは消費電力を直接計測する機器個別計測を導入することが整理されました。これに伴い、託送供給等約款の供給条件に反映しました。
2. 託送料金の口座振替の導入
国の審議会^{*7}において、託送料金および再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金等について、口座振替による支払いの導入に取り組むとし、その準備が整ったため、託送供給等約款ならびに再生可能エネルギー電気卸供給約款の供給条件に反映しました。

○実施日

2026年4月1日より実施いたします。

※1：電気事業法（第18条第5項）

一般送配電事業者は、前項の規定により供給条件を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、変更後の託送供給等約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

※2：再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（第18条第1項）

電気事業者は、前条第一項第二号に掲げる方法による供給（以下「再生可能エネルギー電気卸供給」という。）に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、再生可能エネルギー電気卸供給約款を定め、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

※3：小売電気事業者や発電事業者等が、当社の送配電設備を利用する場合の料金その他の供給条件を定めたもの。

※4：当社が買い取った再生可能エネルギー電気を、小売電気事業者などへ卸供給する際の料金その他供給条件を定めたもの。

※5：需給バランスおよび周波数維持のための調整力を取引する市場のこと。

※6：[第60回 総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会\(2023年3月29日開催\)](#)
[第65回 総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会\(2023年9月27日開催\)](#)

※7：[第59回 料金制度専門会合 \(2024年8月20日開催\)](#)

以上